

平成 26 年度 松戸市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成26年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 市立病院事業

(1) 病 床 数

一般病床	605 床
感染症病床	8 床
計	613 床

(2) 年間延患者数

入院患者数	170,455 人
外来患者数	244,000 人
計	414,455 人

(3) 1日平均患者数

入院患者数	467 人
外来患者数	1,000 人

(4) 主要な建設改良事業

○医療器械整備	370,000 千円
○千駄堀地区新病院実施設計	323,833 千円

2. 市立東松戸病院事業

(1) 病 床 数

一般病床	198 床
------	-------

(2) 年間延患者数

入院患者数	63,875 人
-------	----------

外来患者数	53,680 人
-------	----------

計	117,555 人
---	-----------

(3) 1日平均患者数

入院患者数	175 人
-------	-------

外来患者数	220 人
-------	-------

(4) 主要な建設改良事業

○緩和ケア病棟改修事業	50,000 千円
-------------	-----------

3. 市立介護老人保健施設梨香苑事業

(1) 入 所 定 員

50 人

(2) 年間延利用者数

入所者数	17,885 人
------	----------

通所者数	488 人
------	-------

計	18,373 人
---	----------

(3) 1日平均利用者数

入所者数	49 人
------	------

通所者数	2 人
------	-----

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	市立病院事業収益	16,062,000	千円
第1項	医業収益	14,638,393	千円
第2項	医業外収益	1,161,186	千円
第3項	看護学校収益	157,920	千円
第4項	保育所収益	104,500	千円
第5項	特別利益	1	千円
第2款	市立東松戸病院事業収益	2,621,707	千円
第1項	医業収益	2,254,929	千円
第2項	医業外収益	366,777	千円
第3項	特別利益	1	千円
第3款	市立介護老人保健施設梨香苑事業収益	252,736	千円
第1項	施設事業収益	236,630	千円
第2項	施設事業外収益	16,105	千円
第3項	特別利益	1	千円

支 出

第1款	市立病院事業費用	16,062,000	千円
第1項	医業費用	15,456,810	千円
第2項	医業外費用	264,981	千円
第3項	看護学校費用	162,000	千円
第4項	保育所費用	119,801	千円
第5項	特別損失	28,408	千円
第6項	予備費	30,000	千円
第2款	市立東松戸病院事業費用	2,621,707	千円
第1項	医業費用	2,525,631	千円
第2項	医業外費用	88,593	千円
第3項	特別損失	2,483	千円
第4項	予備費	5,000	千円
第3款	市立介護老人保健施設梨香苑事業費用	252,736	千円
第1項	施設事業費用	248,697	千円
第2項	施設事業外費用	1,258	千円
第3項	特別損失	1,781	千円
第4項	予備費	1,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 523,395千円は、過年度分損益勘定留保資金 523,395千円で補てんするものとする。)

		収	入
第1款	市立病院資本的収入		1,353,947 千円
第1項	企業債		694,300 千円
第2項	出資金		631,068 千円
第3項	負担金		28,575 千円
第4項	投資		2 千円
第5項	固定資産売却代金		1 千円
第6項	寄附金		1 千円
第2款	市立東松戸病院資本的収入		332,990 千円
第1項	企業債		40,000 千円
第2項	出資金		292,988 千円
第3項	固定資産売却代金		1 千円
第4項	寄附金		1 千円
第3款	市立介護老人保健施設梨香苑資本的収入		3,680 千円
第1項	出資金		3,678 千円
第2項	固定資産売却代金		1 千円
第3項	寄附金		1 千円

支 出

第1款	市立病院資本の支出	1,694,273 千円
第1項	建設改良費	1,061,798 千円
第2項	投 資	79,320 千円
第3項	償 還 金	543,155 千円
第4項	予 備 費	10,000 千円
第2款	市立東松戸病院資本の支出	513,293 千円
第1項	建設改良費	108,436 千円
第2項	償 還 金	399,857 千円
第3項	予 備 費	5,000 千円
第3款	市立介護老人保健施設梨香苑資本の支出	6,446 千円
第1項	建設改良費	1,714 千円
第2項	償 還 金	4,232 千円
第3項	予 備 費	500 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市立病院 医療器械整備事業	370,000 千円	証書借入 又は 証券発行	4.5% 以内	この資金は借入先の融通条件により償還する。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
市立病院 千駄堀地区 新病院建設事業	324,300 千円			
市立東松戸病院 医療器械整備事業	40,000 千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、次のとおりと定める。

1. 市立病院事業 2,500,000 千円
2. 市立東松戸病院事業 300,000 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用
- (2) 医業外費用
- (3) 看護学校費用
- (4) 保育所費用
- (5) 施設事業費用
- (6) 施設事業外費用
- (7) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 市立病院事業

(1) 職員給与費	9,256,535 千円
(2) 交際費	129 千円

2. 市立東松戸病院事業

(1) 職員給与費	1,723,607 千円
(2) 交際費	40 千円

3. 市立介護老人保健施設梨香苑事業

(1) 職員給与費	182,476 千円
-----------	------------

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

1. 市立病院事業	2,258,280 千円
2. 市立東松戸病院事業	136,059 千円

平成 26 年 2 月 21 日 提出

松戸市長 本郷谷 健次